

中世末期のハンザ都市財政における 歳出について

斯波 照 雄

目 次

はじめに

1. 14～15世紀のハンザ圏の政治動向
2. 14世紀後半から15世紀前半のハンザ都市の収支
3. 14世紀後半から15世紀前半のハンザ都市の歳出
おわりに

はじめに

ドイツ中世都市の財政についての研究は、20世紀初頭から開始され、アウクスブルク Augsburg, ニュールンベルク Nürnberg, フランクフルト Frankfurt a. M. や以下にあげる若干の個別都市についての研究成果が得られてはいるが、以後必ずしも活発に展開してきたとは言い難い¹⁾。我が国においても、西洋中世都市の財政については山瀬善一氏による学会動向の紹介以後²⁾、フランス、ネーデルラント、ドイツについて研究が蓄積され

-
- 1) 例えば、13～14世紀のアウクスブルクの財政事情を取り上げた簡単な論文として C. Meyer, *Der Haushalt einer deutschen Stadt im Mittelalter. Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. Bd. 1. 1903. S. 562-570. がある。Vgl. E. Isenmann, *Die deutsche Stadt im Mittelalter 1150-1550*. Köln 2014. S. 551-560.
 - 2) 山瀬善一「ヨーロッパにおける中世都市の財政とその制度」『国民経済雑

てきた³⁾。そのうちドイツについては、マールブルク Marburg とマインツ Mainz についての研究がある⁴⁾。しかし、小領邦が分立していたドイツにおいて中世都市はその環境も異なればそれぞれの都市も個性的であり、その都市財政にも特徴があろう。したがって、中世都市の財政史研究にはなお個別都市研究の蓄積とその比較研究が必要であろう。それは14・15世紀には連帯して諸外国と対抗し自立しているかのように見えるハンザ都市でも同様である。各ハンザ都市にもそれぞれ地域事情に相違があり、それらを反映した特徴があったのである。

しかし、中世の各ハンザ都市の財政構造を考察し、ハンザ都市の全体的な特徴を明らかにする上では史料上の障害は少なくない。特に中世末期の財政は多くの都市において歳入、歳出全体が明らかにならなわけではなく、そうした事情を背景として現在まで中世ハンザ都市に関する研究はあまり進展していない。これまで主要なハンザ都市の財政史研究としては、ケルン Köln, ハンブルク Hamburg, リューベック Lübeck, ブラウンシュヴァイク Braunschweig, グライフスヴァルト Greifswald などの研究成果がわずかに残されているにすぎない⁵⁾。というのもこれらの都市においても、財

誌』第115巻第4号、1967年、81-101頁。

- 3) 花田洋一郎『フランス都市制度と都市住民—シャンパーニュの都市プロヴァンを中心に—』九州大学出版部、2002年、1-36頁。河原温「中世後期南ネーデルラントの会計簿資料について—E. Aerts の所論を中心に—」『クリオ』創刊号、1986年、52-60頁。
- 4) 小倉欣一「ランダヘル租税政策と中世都市の自治—ヘッセン方伯居城都市マールブルクにおける「領邦と都市」論—」『経済経営論集』東洋大学創立80周年記念特集号、経済学部編、1967年、109-151頁。神寶秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造の変質—帝国自由都市から領邦都市へ—』創文社、2010年、173-195頁。
- 5) 例えばケルンについては、古くは R. Kipping, Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters. 2 Bde. Köln 1897-98. ハンブルクについては、P. C. Plett, Die Finanzen der Stadt Hamburg im Mittelalter (1350-1562). Phil. Diss. Hamburg

産税や関税についての記録などしか明らかでなかったり、残存する史料の期間が限定されていたり、歳入や歳出の記録のうち借入金やその「利息」あるいは一部の関税が財政帳簿とは別に扱われ明らかでなく、総合的に理解できないなどの史料上の問題点は少なくないからである。財政帳簿が長期的に詳細に整っているハンブルクでも15世紀前半の記録が欠如している。しかし、断片的であってもそれぞれの都市の財政動向の概略を捉え、複数都市の歳入、歳出を比較してみることによって、当時のハンザ都市が置かれた状況やそれに対応した財政動向やその特徴のごときものは見えてくるのではなかろうか。

繁栄期あるいは転換期と捉えられてきた14世紀後半から15世紀前半のハンザ都市の経済動向を財政面から明らかにすることは、この時期のハンザを評価する上でも重要な意味をもつであろう。特に、必要に応じて支出された歳出からは、各都市が置かれた状況やそれに対応する市政の動向が明らかになる。そこで本稿では、まず、ハンザ圏の政治経済動向を概観し、中世末期について限定的であるにせよ歳出歳入が明らかとなるハンザ都市ハンブルク、ブラウンシュヴァイク、グライフスヴァルトの財政収支について触れた上で、歳出について比較してハンザ都市の歳出動向について検討し、その特徴の一端を明らかにしてみたい⁶⁾。

Univ. 1960. リューベックについては J. Hartwig, Lübecker Schoss bis zur Reformationszeit. Leipzig 1903. ブラウンシュヴァイクについては O. Fahlbusch, Die Finanzverwaltung der Stadt Braunschweig 1374-1425. Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Bd. 116. Breslau 1913 (1970). グライフスヴァルトについては G. Fengler, Untersuchungen zu den Einnahmen und Ausgaben der Stadt Greifswald im 14. und 15. Jahrhundert. Greifswald 1936. などが各ハンザ都市の中世末期の財政についての代表的な研究成果といえよう。

6) 中世末期のハンザ都市の財政についての我が国での研究成果は少ないが、すでに本稿で取り上げた都市ならびにリューベックの税収については、拙稿

1. 14～15世紀のハンザ圏の政治動向

本格的なハンザ史研究が開始された当初、14世紀前半の都市ハンザの形成期までの商人ハンザの期間は都市ハンザの前史と位置付けられ、14世紀後半から15世紀末にかけての時期に「栄光の都市同盟」としてハンザは最盛期をむかえたと捉えられた。デーネルの著書の表題がそうした考え方を示している⁷⁾。しかし、ドラングェは14世紀末からの時期を転換期と捉え⁸⁾、レーリヒは、都市の経済活動において次第に大規模で自由な冒険的商業が商人組合を中心とした組織的、統制的な商業へと転換していく時期とも捉えている⁹⁾。そうした時期の政治事情をまず概観しておきたい。

「中世末期ハンザ都市の税収について」佐久間，木立編『流通・都市の理論と動態』中央大学出版部（中央大学企業研究所叢書36），2015年，185-204頁で取り上げた。個別ハンザ都市に関しては、リュウベックについては影山久人「ハンザ都市リュウベックにおける都市会計記録の一斑」『COSMICA』（京都外国語大学）12，1982年，145-154頁。同「中世リュウベックの財政収入—1407/08年会計記録における若干の項目をめぐって」『比較都市史研究』4-2，1985年，47-53頁。その他のハンザ都市の財政研究としては拙稿「中世末から近世の都市ハンブルクの経済発展と財政基盤」『商学論纂』第51巻第3・4号，2010年，367-390頁，拙稿「中世末期ハンザ都市ブラウンシュヴァイクの財政」『商学論纂』第54巻第6号，2013年，427-442頁，拙稿「中世末期におけるハンザ都市グライフスヴァルトの財政」『商学論纂』第56巻第3・4号，2014年，327-338頁，などがあげられる。

- 7) E. Daenell, Die Blütezeit der deutschen Hanse. Hansische Geschichte von der zweiten Hälfte des 14. bis zum letzten Viertel des 15. Jahrhunderts. Bd. 1, 2. Berlin 1905, 1906. Vgl. T. Lindner, Die deutsche Hanse, Ihre Geschichte und Bedeutung. Leipzig 1899. D. Schäfer, Die deutsche Hanse. Bielefeld 1903.
- 8) Ph. Dollinger, La Hanse. Paris 1964. 独訳 Die Hanse. Stuttgart 1966. 以下英訳 The German Hansa. Translated by D. S. Ault / S. H. Steinberg. London 1970. pp. 186ff.
- 9) F. Rörig, Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. Breslau 1928. S. 139ff. Vgl. A. v. Brandt, Geist und Politik in der lübeckischen Ge-

本稿で取り上げる各都市は、12～13世紀に建設され、都市君主との確執の中で、自立の権利を部分的に徐々に買収、獲得し、概ね自立した状態で14世紀中葉をむかえたのであった。1360年にはハンザ各都市はデンマークと同盟して、スウェーデンよりスコーネン Schonen を奪還し、翌年ホルシュタイン Holstein 伯によって侵害されていたハンザ特権もデンマークへの4,000リューベックマルク Lübeck Mark の支払いによって手中におさめたのであった¹⁰⁾。ところが、1361年にデンマークによりハンザの東西交易路の要所ゴートラント Gotland 島内のヴィスビー Wisby が急襲され¹¹⁾、ハンザ側は即座に対デンマーク商業封鎖を行うとともに、翌年デンマークに宣戦布告をしたが¹²⁾、1365年にデンマークに惨敗し、屈辱的な条約を締結せざるをえなかった¹³⁾。その後も続いたデンマークの強圧的な勢力拡張政策によって、ハンザ諸都市やスウェーデン王、近隣諸侯等の連帯は強まり¹⁴⁾、1367年の再度の戦争でハンザはデンマークに勝利をおさめ、第一次デンマーク戦争は終結した¹⁵⁾。その結果、1370年にシュトラールズント Stralsund 条約が締結され、ハンザはスコーネンの特権、ズント Sund 海峡の自由通行権や商業拠点等の奪還に成功し、最大の対外商業特権を掌握

schichte. Lübeck 1954.

- 10) Dollinger, op. cit., p. 67. W. Stieda, Das Schonenfahrergelag in Rostock. Hansische Geschichtsblätter (以下 HGbl と略す). 19. 1890 / 91. S. 123.
- 11) Stieda, ibid., S. 123f.
- 12) Dollinger, op. cit., pp. 68f, 128, 211.
- 13) Hanserecesse. Die Recesses und andere Akten der Hansetage. Leipzig 1870. Bd. 1. Nr. 370. 1365年10月22日調印。
- 14) Dollinger, op. cit., pp. 67-70. その後彼らにとって脅威であったデンマークを解体、分割を目的とした1369年までの1年間の同盟が結ばれるに至った。
- 15) Dollinger, ibid., pp. 68f. 個別の同盟の集合の結果として対デンマーク同盟が成立した。シュトラールズント条約に至るハンザ各都市の周辺事情のうち、とりあえずリューベックについては、Dollinger の文献のほか C. Wehrmann, Überblick über die Geschichte Lübecks. Lübeck. S. 13-17. 参照。

したのであった¹⁶⁾。

以後も、北欧の混乱は続き、イギリスではリチャード Richard 2 世が自国商人の保護と海外進出を支援してハンザと敵対したのである。フランドル Flandern でも、1378年にはフランドル伯とハンザは敵対し、伯の死後フランドルを併合したブルグント Burgund 公もハンザ敵視政策をとった。そのため、ハンザは重要な市場であり、重要な貿易品である布地の供給地でもあるフランドルに対し商業封鎖をしなければならなかった¹⁷⁾。1392年にブリュージュ Brügge の商館は復活したが、1396年にはオランダ Holland 伯が西フリースラント Friesland 併合を企てて、1403年の和解決までその地における商取引を禁ずるなど、低地地方の混乱は続いた¹⁸⁾。

他方、海上交易路においては、当初ハンザと対立するデンマークを苦しめることを名目に略奪を行ってきた海賊 Vitalienbrüder が、次第に敵味方なく劫掠を繰り返すようになり、ついには、ボルンホルム Bornholm 島やゴートラント島のヴィスビーを占領して、ハンザ商業に深刻な影響を与えたのであった¹⁹⁾。このようなハンザ特権の侵害が14世紀末から15世紀初頭にかけての時期に生じていたのである。事実、ハンザ都市の領袖リュベックの貿易は総体的に低調であったし²⁰⁾、ハンブルクでも出入船舶総数は

16) Rörig, op. cit., S. 139ff.

17) Dollinger, op. cit., pp. 72-78. Daenell, Die Blütezeit der deutschen Hanse. Bd. 1. S. 79-87.

18) H. P. Baum, Hochkonjunktur und Wirtschaftskrise im spätmittelalterlichen Hamburg. Hamburger Rentengeschäfte 1374-1410. Beiträge zur Geschichte Hamburgs. Bd. 11. Hamburg 1976. S. 134f.

19) Baum, ibid., S. 128ff. Vgl. K. Koppmann, Der Seeräuber Kraus Störtebeker in Geschichte und Sage. HGBll. 7. 1877. S. 35ff.

20) W. Koppe, Lübeck-Stockholmer Handelsgeschichte im 14. Jahrhundert. Abhandlungen zur Handels- und Seegeschichte im Auftrage des hansischen Geschichtsvereins. Bd. 2. Neumünster 1933. S. 6-14. 109-111. F. Bruns, Die

減少している²¹⁾。また、ノヴゴロド Nowgorod でもロシア人による劫掠、商業妨害が続発し、1388年にハンザは商業封鎖を行うが、効を奏さず、結局、1407年には逆にノヴゴロドがハンザ商人を締め出したのであった²²⁾。プロイセン Preußen 以東の地域において、ハンザからの離反や反抗が顕著になったのは、イギリスやオランダ（ネーデルラント Nederland）の商人が国家の力の増強を背景として、北海沿岸地域だけでなくバルト海にも進出したため、必要物資をハンザだけに依存する必要がなくなったからである。こうしてハンザは、大規模商業の拠点である各商館やバルト海地域において行ってきた旧来の自由で独占的な商業を外国商人によって次第に阻まれていったのである。このように、最大限の対外商業特権を掌握したとはいえ、ハンザを取り巻く環境は厳しいものであり、14世紀末から15世紀初頭にかけてそれを背景に各都市では市民抗争も勃発したのであった²³⁾。

15世紀になると、ブルグント領となっていたフランドルではアントワープ Antwerpen の台頭とともにブリュージュの地位が低下し、しかもその地においてハンザ特権の侵害問題から商館の移転問題に発展したが、ケルンやドイツ騎士団 Deutscher Orden はリューベックが主導する移転という強硬策に反対するなどハンザ内部の不統一を露呈する結果となった。こうした状況下でオランダが急激に台頭してくるのである²⁴⁾。

Lübecker Bergenfahrer und ihre Chronistik. Quellen und Darstellungen zur Hansischen Geschichte (Hansische Geschichtsquellen. 以下 HGq と略す). Neue Folge, Bd. 2. Berlin 1900. S. XXXV, XLV-L. Revaler Zollbücher und -Quittungen des 14. Jahrhunderts. v. W. Stieda. HGq. Bd. 5. Halle 1887. S. LVII.

21) R. Sprandel, Das Hamburger Pfundzollbuch von 1418. HGq. Neue Folge. Bd. 18. Köln 1972. S. 57.

22) Hansisches Urkundenbuch. Hrsg. v. Verein für Hansische Geschichte. Bearb. v. K. Kunze. Bd. 4. Leipzig 1896. Nr. 935. Bd. 5. Nr. 799 (1407. 7. 12).

23) 拙著『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』勁草書房、1997年。

北欧においては、デンマークが再び台頭し、イギリス、オランダとを優遇するなど反ハンザ政策をとった。1426年には、デンマーク王エリク Erich 7 世はシュレスヴィッヒ Schleswig をめぐりハンザと対立し両者は開戦するに至った（第二次デンマーク戦争）。さらにノルウェー、スウェーデンの国王を兼ねた後継クリストフ Christoph 3 世はズント海峡において通行税を徴収しはじめた。以後、北欧三国間是对立し、王権と貴族が対立するなど混乱状態が続いた。バルト海東部についていえばプロイセンの紛争により混沌としていたし、デンマーク、スウェーデン戦争ではリフランド Livland 都市とダンチヒ Danzig がそれぞれの側にたって対抗するなどハンザもその混乱に巻き込まれていったのである。それは特にバルト海商業が重要であったと思われるグライフスヴァルトの場合には深刻であったと推察される。また、海賊による交易妨害の横行、さらに、イギリスのハンザ圏進出もハンザにとっては深刻な問題となっていくのである²⁵⁾。

こうしたハンザ圏の動向とは別に、各都市にはそれぞれの地域事情や都市内事情があった。各市は周辺地域や商業路の安全維持のため多くの土地不動産を市民とともに購入するなど多額の歳出を余儀なくされた。特にブラウンシュヴァイクでは、都市君主であるヴェルフェン Welfen 家内の家系間紛争に対応して、いわば資金援助のため周辺地の購入もしくは担保の取得が多く、その多大な支出は市民への増税へとつながり、1374年には市の参事会 Rat の転覆につながった。ハンブルクでも、都市君主ホルシュタイン伯のハンザ敵視政策に苦しみ、都市内でも大事には至らなかったもの

24) Dollinger, op. cit., pp. 298-302. W. Stein, Die Burgunderherzöge und die Hanse. HGBll. 29. 1902. S. 27-42. E. Daenell, Holland und die Hanse im 15. Jahrhundert. HGBll. 31. 1904. S. 1-41.

25) Dollinger, *ibid.*, pp. 302-310. W. Stein, Die Hanse und England beim Ausgang des hundertjährigen Kriegs. HGBll. 46. 1921. S. 27ff.

の、1376年、1410年に市民抗争を経験したのである²⁶⁾。

2. 14世紀後半から15世紀前半のハンザ都市の収支

ハンザ都市のブラウンシュヴァイク、グライフスヴァルトでは14世紀後半から15世紀前半にかけて財政規模は拡大し、ハンブルクでは15世紀前半の史料が欠如しているものの、14世紀後半と15世紀後半の史料からはこの時期の財政規模の拡大が推測される。

直接税収入はハンブルクでは順調に増加していたと推測され、ブラウンシュヴァイクでは直接税の課税が軽減されたこともあり、15世紀初頭には減収となった。しかし、ブラウンシュヴァイク、グライフスヴァルトでは減収になった後に微増に転じている。他方、税の直間比率については、間接税収入が明らかにならないグライフスヴァルト以外のハンブルク、ブラウンシュヴァイクでは関税、消費税などの間接税の割合が上昇している点で共通している。すなわち、ハンブルクでは14世紀後半には消費税と関税を合わせた間接税は税収の13パーセント、消費税だけでは4パーセントにすぎなかったが、15世紀後半には間接税が44パーセント、消費税が19パーセントに増加しており、ブラウンシュヴァイクでも15世紀初頭に直接税の課税が緩和されたこともあり、間接税は以後10年代にかけて22パーセントから44パーセントに増加し、15世紀前半における税収全体が直接税から間接税へと重心移動する傾向は明らかであり、15世紀前半に税制の大きな変化があったことが推測される²⁷⁾。

26) 拙著『中世ハンザ都市の研究』89-123頁参照。

27) Plett, op. cit., S. 79, 247. Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Hrsg. durch die historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften (以下CSと略す). Bd. 6. Leipzig 1868. S. 178. Fahlbusch, op. cit., S. 166ff. H. Dürre, Geschichte der Stadt Braunschweig im Mittelalter. Braunschweig 1861 (1974). 拙稿「中世末期ハンザ都市の税収

間接税では課税率の変化や新税の創設など課税強化もあり、それらがそのまま経済力の動向を示すものではないが、グライフスヴァルトを除き関税や消費税などが減収とは思われず、歳入総額では14世紀後半から15世紀前半にかけてハンザ都市の経済動向が特に悪化していないことを示しているといえよう。しかし、各都市で税制などの改革が行われたのは、増大してきた歳出に対応したものととも考えられ、歳入の確保の必要に迫られてのことであったと思われる点も看過すべきではなかろう。税収をしっかりと捕捉できない直接税に依存するよりも、確実な間接税に移行し、目的税化した関税などの導入による都市環境の整備が行われ、消費税の課税対象の拡大や課税率を上げることによって歳出増加に対応したのである²⁸⁾。

以後も、ハンザ都市における税収不足は深刻で、一方において市債発行等による財政不足を補うとともに、様々な課税強化策が実施されるが、14世紀後半から16、17世紀に至るまで各都市で市民の抗議活動、抗争が勃発するなど、ハンザ都市の展開には紆余曲折があったと考えられるのである²⁹⁾。すなわち、歳入の増加策と並行して、各都市は歳出の抑制にも努めなければならなかったと思われるのである。

について」192、194頁。マインツにおいては1410/11年の消費税21パーセント、関税11パーセントで間接税が歳入の32パーセントを占めていたといわれるが、14世紀にブリュージュやルーヴェンでは歳入の90パーセントが間接税に依存、パーゼルでも一時85パーセントにも達していたという。神寶、前掲書、183頁。山瀬、前掲論文、99頁。

28) 拙著『ハンザ都市とは何か—中近世北ドイツ都市に関する一考察—』中央大学出版部、2010年、157-161頁。Plett, *ibid.*, S. 51-134。例えば、ハンブルクのヴェルク関税はエルベ河の水運に必要な水門や灯台の設置、維持等の目的に徴収された目的税であった。

29) U. Rosseaux, *Städte in der Frühen Neuzeit*. Darmsstadt 2006. S. 65f.

3. 14世紀後半から15世紀前半のハンザ都市の歳出

中世のドイツ都市では、マールブルクのように15世紀中頃において都市君主に歳出の20～40パーセントに相当する貢納を支払ってもなお歳入が歳出を上回ると思われる都市もあったが、多くの都市では負債は増大し、それにもなまって債務は増大し、どの都市でも課税が強化されたという。それにもかかわらず、債務費と軍事費の合計が歳出全体の80%に達した都市もあったという³⁰⁾。

ハンブルクの中世末期の歳出動向は15世紀前半の歳出、歳入が明らかにならないため、14世紀後半と15世紀前半の史料から推測せざるをえない。図表1のようにこの半世紀の間に歳出は約5倍に増加した。それはハンブルクの成長を示すものであろう。そのうち事務管理費は金額としては増加しているが、割合は減少している。それに対し軍事費は10倍以上に増加し、歳出全体に占める割合も倍増している。軍事費はさらにそれに続く16世紀前半には歳出の45パーセントを占め、額は14世紀後半の80倍以上に達するのである³¹⁾。市をとりまく環境が厳しくなっていったことを示しているといえよう。公共事業費の割合は減少しているものの、15世紀後半には25～26パーセントを占め、額は4倍に増加した。市の公共施設が充実していったことは事実であろう。1436、1437年のマインツにおける建築費支出が歳出額の1パーセント以下であったのと対照的である³²⁾。しかし、市の支出の中で大きな割合を示しているのは、レンテに対応した「利息」の支

30) 小倉、前掲論文、134-137頁。F.-W. Henning, *Das vorindustrielle Deutschland 800 bis 1800*. Paderborn 1974. S. 178. 柴田英樹訳『ドイツ社会経済史 工業化前のドイツ 800-1800』学文社、1998年、149頁。

31) Plett, *op. cit.*, S. 247.

32) 神寶、前掲書、186頁。

図表1 14世紀後半から15世紀後半のハンブルクの歳出（年平均額）

(単位 m = リューベックマルク)

費目	1350-1400		1461-1481	
	年			
事務管理費	710m.	17%	1,581m.	7%
軍事費	331	8%	3,755	17%
公共事業費	1,625	39%	5,754	26%
レント借入金「利息」等	306	7%	6,950	32%
封建権力者貸付金	191	5%	588	3%
その他	993	24%	3,198	15%
歳出総額	4,156m.	100%	21,826m.	100%
歳入総額	4,588m.		23,147m.	

(注) プレットは税額をポンドで示している。20マルク Lübeck Mark = 16ポンド Pfund で計算。なお、金額は 8 シリング以上は切り上げ、7 シリング以下は切り捨てた概数。

(出所) P. C. Plett, Die Finanzen der Stadt Hamburg im Mittelalter (1350-1562). Phil. Diss. Hamburg Univ. 1960. S. 158, 180, 227, 246f. より作成。斯波照雄『ハンザ都市とは何か—中近世北ドイツ都市に関する一考察—』中央大学出版部、2010年、76頁。

払額である。総支出に対する割合としては 4 倍程度の増加であるが、額は 20 倍以上に達したのである。このレントの「利息」は、歳出超過に対応した市債発行に対する「利息」の支払いであり、事実上の借入金「利息」であろう。すなわち借入金の歳入に占める割合は、14 世紀後半の 4 パーセントから 15 世紀後半には 15 パーセントにも増加し、市債発行残高への「利息」の支出は歳出の 32 パーセントにも達していたのである³³⁾。換言すれば、

33) レントとはその土地、家屋に設定された権利およびそれが生み出す収益のことである。すなわち、「資本」の需要者は、自己の不動産上に物上負担 Reallast としてのレントを設定し、これを「資本」の供給者に販売し、これによって供給者の「資本」はレント収益を生み、需要者は必要とする「資

ハンブルクの財政は一見黒字のように見えるが、歳入不足を市債の発行、販売等によって補った結果であり、事実上財政収支は赤字であった。このようにハンブルク市の財政事情はこの時期に悪化したと推測されるのである³⁴⁾ (図表1参照)。

ブラウンシュヴァイクでは、15世紀に入ると周辺封建権力者の抗争も減少し、市は落ち着きを取り戻した。財政収入は1410年代半ばまでは現状維持であり、歳出が歳入を上回る年も少なくないが、市財政の安定と「繁栄」は、市民の直接税負担の軽減にもかかわらず、1401年の市総収入が1388年のそれよりも多く³⁵⁾、他方1389年には29,513ブラウンシュヴァイクマルク Braunschweig Mark (以下Bマルクと略す)であった市債発行残高が、1406年には8,100Bマルク余にまで減少していることから推察できるのである³⁶⁾。それに併せて、市の経済的な信用も回復し、市が発行した市債のうち相続や第三者への譲渡が可能な永代レントの年「利率」は1397

本」を得ることができた。「資本」の供給者が「資本」の回収を希望する時には、レントは第三者に売却された。その場合、形は消費貸借ではなく、売買であり、借入金利息の支払いではなく、あくまでも「地代」の支払いという形態をとったために、教会の利息付消費貸借禁止令の対象とはならないことから商人等の「投資」対象となり、当時数少ない財産および「資本」の蓄蔵手段としても用いられたのである。レントには封建権力者が領地などを担保として設定した多額の封建レント Feudalrente と市内の家屋などに設定された比較的少額の都市内レント Hausrente ならびに具体的な担保ではなく事実上都市の信用で発行された市債 Stadtrente があった。ここでの「利息」は主にこの市債発行に対応したものである。H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte. ein Studienbuch, Zweite, erweiterte Auflage.* München 1952. S. 107. Anm. 6. 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社、昭和29年、233-235頁。拙著『ハンザ都市とは何か』29-55頁。

34) Plett, op. cit., S. 247.

35) CS. Bd. 6. S. 178. Fahlbusch, op. cit., S. 20.

36) デュレによれば、年金が5,835 Bマルク、永代レントが2,324 Bマルクで、総額8,159 Bマルクあったという。Dürre, op. cit., S. 180. グラフ参照。

年には7パーセントであったが、1399年には6パーセント、さらに後には4パーセントへと低下した³⁷⁾。それにもかかわらず1419年以降「利息」の総額は30パーセント前後に達した。1415年に「利息」が16パーセント余に下落しているが、これは戦費、軍備費や外交費などの急増により歳出総額が増加した結果であって、市の支払った「利息」額は確実に増加していた。14世紀初頭に歳入の約40パーセントをそうした借入金で賄い、その「利息」が歳出に占める割合が45パーセントに達していたマインツほどではないにしても高水準に達していたことも事実であった³⁸⁾。このように歳入不足に対応した市債の発行は増大したが、そのうち、「利率」は高いが他人への譲渡ができない、受給者の死亡をもって終了する一代限りの年金、すなわち元金償還の必要のない年金の「利息」額は確実に増加しているのに対し、譲渡可能で最終的に元金の償還が必要な永代レンテはそれほど増加していない。それは、財政悪化を経験し多額の市債を発行したブラウンシュヴァイク市が償還が集中することなどにより生じる財政危機を回避し、安定した財政運営を意図した結果ではなかろうか。

ブラウンシュヴァイク市では1415、1416年には近隣に居住する貴族マーレンホルツ Mahrenholz 家との紛争、1422年にはブラウンシュヴァイク公ベルンハルト Bernhard、その息子オットー、従兄弟のリューネブルク Lüneburg 公ヴィルヘルム Wilhelm とヒルデスハイム Hildesheim 司教ヨハネス Johannes 3 世との紛争が勃発するなど、市周辺はなお平和を維持することはできなかった³⁹⁾。それは、1414、1415年には多額の軍備費支出

37) CS. Bd. 6. S. 25. Fahlbusch, op. cit., S. 171.

38) 神寶, 前掲書, 183, 188頁。しかも、マインツでは以後1436/37年には「利息」が歳出に占める割合は76パーセントに上昇し、1437年には88パーセントに達したという。

39) Fahlbusch, *ibid.*, S. 152.

が、そして1415、1416年には多額の戦費支出が記録され、1422年にもそれを上回る高額な戦費が支出されていることからわかる（図表2参照）。それに対し富裕な市民が1415年に歳入の約半額にも相当する2,263 B マルクを寄付し、1415～1417年の3年間だけで4,777 B マルクを寄付するなど軍備費、戦費をはるかに超える金額を市に寄付している。1422年にも戦費に相応する945 B マルクが寄付され、1419～1423年の4年間で合計2,873.5 B マルクと軍備費、戦費を超える寄付が行われていた。市や地域の自立、治安維持を目的とした支出の結果生じた経済的窮状に対応した市民の行為であるとすれば、まさに市民自治の原点の一つともいえよう⁴⁰⁾。市の運営するレンガ工場と採石場からの収入とその事業運営費の収支も、わずかな余剰、不足を繰り返しながら推移している。この施設は市の事業収入を得る目的もあったであろうが、それ以上に公共建造物等の建設のための資材を確保し、公共建造物等の維持のためのものであったと思われ、市によって公共施設の建設、維持が着実に行われていたと推測される。ただし、その額が歳出に占める割合は3パーセント程度と低かった（図表2参照）。

グライフスヴァルトの歳出は、1390年に急増したものの、それ以外の年では15世紀初頭まで微増が続いた。財政収支は歳出額の判明する1375年以降常に歳出超過で、特に1390年には約650ズントマルク Sundisch Mark にもおよぶ財政赤字を計上している（図表3参照）。この差額は、おそらくは市債の発行などによりまかなわれたであろうが、財政帳簿には市債を含めレントに関する記録はなく、明らかではない⁴¹⁾。このように不明な部分の多い歳出内容であるが、商工業施設利用料と対応した歳出と考えられる公共事業費が1380年から1390年にかけて歳出総額の1/3以上を占めるなど多額であることが特徴的である。1390年代から15世紀初頭に向けその支出額

40) Fahlbusch, *ibid.*, S. 134.

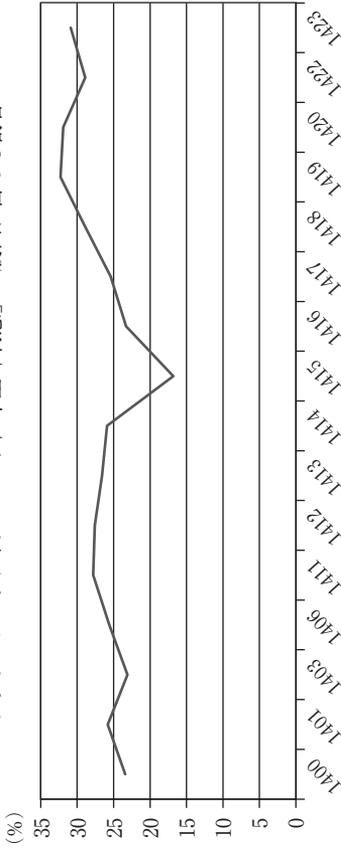
41) Fengler, *op. cit.*, S. 121.

図表2 15世紀初頭のブラウンシュヴェグアイクの歳出
(単位=ブラウンシュヴェグアイクマルク)

年 費目	1400	1401	1403	1406	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1422	1423
戦費	4.5	106.5	171.5	140	49.5	105	258.5	14	640	568.5	44.5	65	78.5	61	1,056	278
軍備費					467.5			242.5	227.5	54	27	5.5	6	8		37.5
行政経費等	172	157.5	305	204.5	250	235.5	236	253	469.5	279	268	361.5	276.5	535.5	138.5	136
裁判費	21.5	26.5	28	26.5	22	20	33	256	339.5	267.5	432	528.5	325	206	79	47.5
事業運営費	41	15	178	181	192	161	121	104.5	237.5	180.5	145.5	163.5	116	114	118	111
永代レンテ 「利息」	242.5	200	186.5	120	133.5	144.5	196	172	180	208	249			292		326
年金「利息」	462	480	482	567	666.5	637	654	696.5	686	742.5	772			854		900
「利息」総額	704.5	680	668.5	687	800	781.5	850	868.5	866	951	1,021	1,089.5	1,139.5	1,146	1,206.5	1,226
歳出総額	3,005.5	2,689	2,891	2,686.5	2,881	2,836.5	3,196	3,350.5	5,139.5	4,085	4,037	3,767	3,531	3,602	4,179.5	3,968
寄附金	654.5	856	499.5	359	149.5	153	417.5	128	2,263	1,203	1,311		754.5	756	945	418
歳入総額	3,029.5	2,745	2,835	2,561	2,196	2,300	2,633	2,491	4,521.5	3,487.5	3,635		3,089	3,114.5	3,519.5	3,011

(注) 歳出内訳は主要な費目のみ掲載。

ブラウンシュヴァイクのレンテ、年金「利息」の歳出に占める割合



(注) ブラウンシュヴァイクの通貨は以下のように換算される。

- 1 Br. m. = 1.5 pfund (pfd) = 4 ferding (fd) = 16 lot (l) = 64 quentün (q.)
- = 30 schilling (s) = 360 pfennig (pf) = denarius (d.)
- = 3.45 Lübeck Mark
- = 3.88 Rhein Gulden

(出所) Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Hrsg. durch die historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften. Bd. 6. Leipzig 1868. S. 121-281. Urkundenbuch der Stadt Braunschweig. Hrsg. v. L. Hänelmann / H. Mack. Braunschweig. Bd. 1. S. 79-214. O. Fahlbusch, Die Finanzverwaltung der Stadt Braunschweig 1374-1425. Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Bd. 116. Breslau 1913 (1970). S. 166ff. H. Dürre, Geschichte der Stadt Braunschweig im Mittelalter. Braunschweig 1861 (1974). S. 314-347. より作成。斯波照雄「ハンザ都市とは何か—中近世北ドイツ都市に関する一考察—」中央大学出版部。2010年。92頁。

図表3 14世紀末から15世紀初頭のグライフスヴァルトの歳出

年 費目	1380 (%)		1385 (%)		1390 (%)		1395 (%)		1400 (%)		1405 (%)		1409 (%)	
公共事業費	243m 2s	43	352m 15s 6pf	39	428m 11s 2pf	31	184m 1s 3pf	19	184m 9s 2pf	19	208m 13s 11pf	21	106m 13s 10pf	10
行政管理費	179m 6pf	32	185m 5s 8pf	20	188m 13s 9pf	14	255m 9s 11pf	26	280m 2pf	28	255m 11s 2pf	25	213m 8s 4pf	20
饗応接待費	65m 4s 3pf	12	157m 5s 11pf	17	238m 9s 1pf	17	199m 4s 3pf	20	158m 12s 9pf	16	197m 13s 11pf	20	261m 7s 8pf	25
物資調達費	69m 14s	13	162m 3s	18	433m 13s 8pf	32	275m 8s 2pf	28	285m 13s 10pf	29	266m 5s 3pf	26	303m 6s 6pf	29
その他	2m 10pf	1	49m 8s	6	82m 12s 8pf	6	60m 10s 2pf	6	135m 9s 10pf	14	79m 4s 6pf	8	163m 14s 7pf	16
歳出総額	559m 5s 7pf		907m 6s 1pf		1,372m 12s 4pf		975m 1s 9pf		984m 14s 9pf		1,008m 9pf		1,049m 2s 8pf	
歳入合計	520m 14s 2pf		704m 14s 3pf		724m 14s 6pf		973m 13s 8pf		784m 12s		836m 15s 2pf		966m 1s 9pf	

(注) 歳入、歳出合計額はフェングラーによる。費目合計と合計額が同一でない場合があるが、修正されていない。パーセントはフェングラーの合計額に対する割合。mはセントマルク、sはシリング、pfはペニヒ。

(出所) G. Fengler, Untersuchungen zu den Einnahmen und Ausgaben der Stadt Greifswald im 14. und beginnenden 15. Jahrhundert (besonders nach dem Kämmererbuch von 1361-1411). Greifswald 1936. より作成。新波照雄「中世末期におけるハンザ都市グライフスヴァルトの財政」『商学論叢』第56巻第3・4号、335頁。

は減少しており、この点からも14世紀末から15世紀初頭にかけての市経済の停滞が推測されるが、それでも14世紀初頭において歳出の10～20パーセントを占めていたのである。防備、安全維持費などが含まれると思われる行政管理費や饗応接待費が高額、高比率であることから市の自立がなお危うい環境にあったことが推測されるし、同職組合等への生活物資の支給などのための多額の物資調達費の支出からは、経済発展が緩やかにしか進まず、その中で個別組織の経済的自立もまた不十分であった可能性が考えられる⁴²⁾。

おわりに

ハンザ史研究において、当初14世紀後半から15世紀の時期は最盛期と考えられてきたが、政治的に厳しい環境にあり、それと連動するかのようにハンザの経済活動も順調とはいえない状況にあった。しかし、ここで取り上げたハンザ都市について歳出額の増減から見るならば、各都市により増加の度合いは異なるものの、ハンブルク、ブラウンシュヴァイク、グライフスヴァルトではいずれも増加しており、財政規模は拡大しており、この点から見る限りハンザ都市も成長を維持していたと評価できるであろう。

14世紀前半のハンブルクの歳出の特徴として軍事費の増大、借入金の「利息」や元金償還の増加が推定される。同様に、ブラウンシュヴァイクでも市を取り巻く有力者間の抗争など都市を取り巻く政治環境は改善されず、軍備ならびに軍事費支出は増大している。それにもかかわらず、15世紀初頭には借入金残金は減少し、公共事業と関連した事業運営費も安定的に支出されている。それを実現できたのは、市債については元金償還の不要な年金の発行、販売を多くして一時的な支出を抑制する工夫がなされ、

42) Fengler, *ibid.*, S. 88-109.

さらに歳入不足を直接税を軽減された富裕な有力市民の寄付によって補填し、財政の悪化を回避することができたからであった。14世紀末のグライフスヴァルトでも市の自立維持に必要な歳出は多額であった。公共事業費の歳出額は多く、都市の整備が積極的に行われてきたと思われるが、15世紀初頭には減少に転じ、常に財政は歳出超過であった。

各都市とも財政は15世紀初頭には少なからず歳出超過の傾向を示していた。その最大の原因は軍事費支出であり、都市にとって周辺地域の治安維持、商業路の安全確保が大きな経済負担を伴うものであったのである。しかも、その不足分の多くは借入金によって賄われたのであり、市の経済がただ発展していたとは評価できないであろう。ハンブルク、ブラウンシュヴァイク両都市とも歳出の約3割を事実上の借入金の「利息」に充当しなければならぬなど財政の悪化には将来に懸念は残るものの、なお最悪の状況ではなかったと思われる。すなわち、財政収支が厳しい状況にあってもなお、各都市において公共施設の維持、拡充のための支出は維持され、環境維持のための努力が継続して行われていたと思われるからである。